



# 令和8年度 市営住宅空家待ち

## 入居者募集のしおり

申込み期間 令和8年2月2日(月)～2月13日(金)

市営住宅の申込には様々な条件があります。募集のしおりをよく読んでください。

提出の際には、提出書類を確認して申込みください。

糸満市役所 建設部 まちづくり課

TEL (098) 994-8230  
FAX (098) 992-5408



## 目 次

◇ 申込の注意事項	-----	1
◇ ① 空家待ち募集申込から入居まで	-----	2
◇ ② 入居申込資格	-----	3~4
◇ ③ 収入月額の計算方法	-----	5~6
◇ ④ 糸満市市営住宅一覧表	-----	7~8
◇ ⑤ 申込及び入居の留意事項等	-----	9~10
◇ ⑥ 募集申込及び抽選会について	-----	11
◇ ⑦ 市営住宅募集申込書 【記入例】	-----	12
◇ 市営住宅入居申込書		

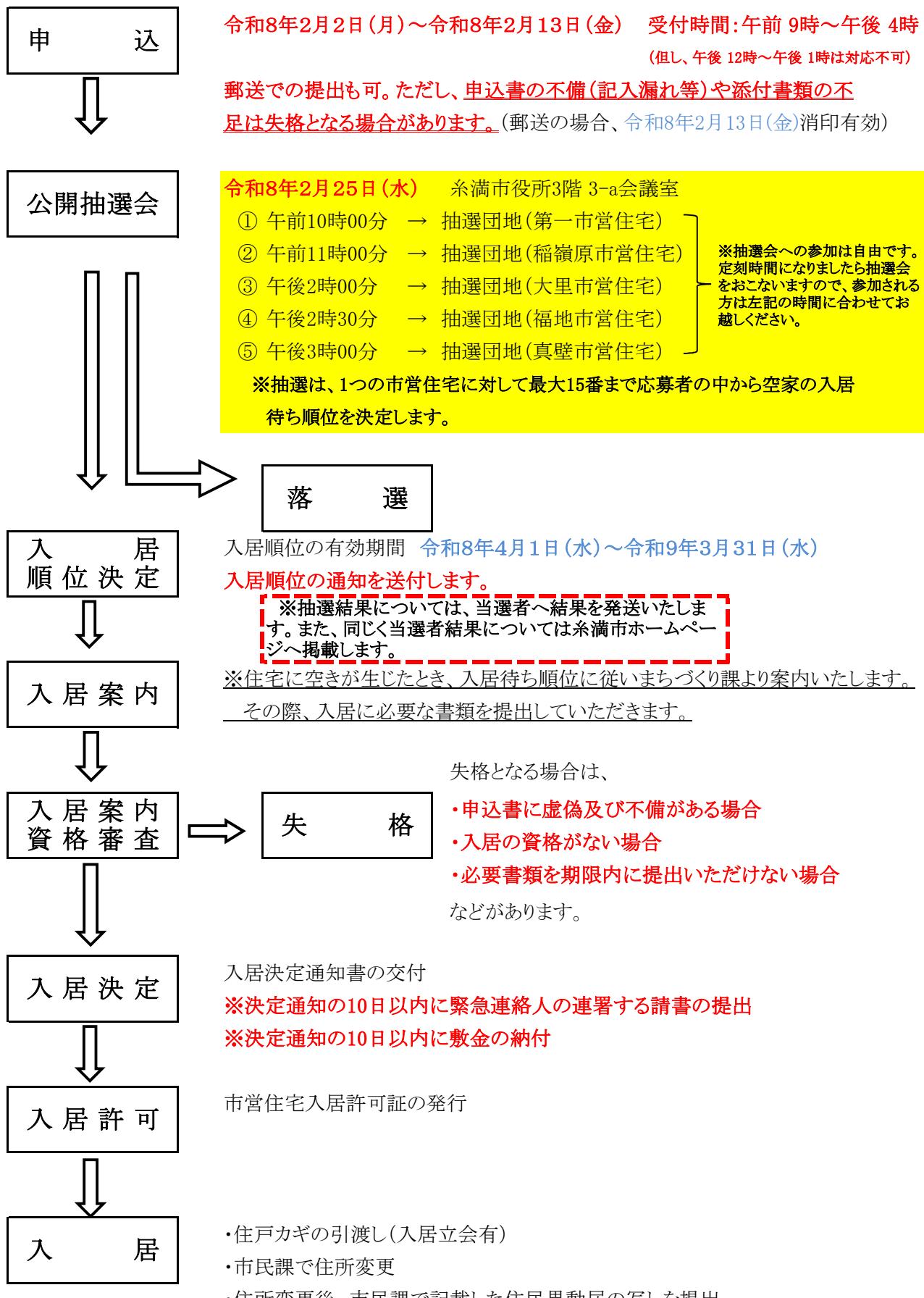
「入居者募集のしおり」をよくお読みになり、お申込みください。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方に低額な家賃で住宅を提供することを目的に、国の補助を活用し建設した公共賃貸住宅であり、市民の貴重な財産です。公の財産である市営住宅を維持するため「公営住宅法」や「糸満市営住宅設置及び管理条例」などで定められた規定・制限があり、民間の賃貸住宅とは異なる点があります。申込みにあたってはこの「入居者募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申込みください。

# 申込の注意事項

1. 市営住宅の入居申込にはいくつかの制限があります。入居者の資格について「入居申込の資格」(P3)をお確かめください。また世帯の収入が入居資格に該当するのかを確認する為に「収入月額の計算」(P5～P6)を行ってください。
2. **申込みは1世帯1通に限ります。**  
重複して2通以上申込むと失格となります。ご注意下さい。
3. **公営住宅に現在住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替える為の申込みは、原則として受付できません。**(公営住宅とは県営住宅、市営住宅等を含みます。)
4. 申込み及び問い合わせは、平日(土・日・祝祭日を除く)の午前9時～午後4時となります。  
**(但し、午後12時～午後1時は昼休みのため対応不可)**  
郵送での提出も可。(郵送の場合、令和8年2月13日(金)消印有効)  
※申込書の不備(記入漏れ等)や添付書類の不足は失格となる場合があります。
5. 所在地をよくご確認のうえ申込んでください。一度申込みをした市営住宅の変更はできません。
6. 原則、夫婦別居という形での申込はできません。  
(やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。)
7. 原則、**入居する階層は指定することはできません。**また、入居前の部屋の内覧は出来ません。

## ① 空家待ち募集申込から入居まで



## ② 入居申込資格

次の全てに該当する方が、申込み資格を有します。（※基準日は令和3年2月13日とする）

1	現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の予定者等を含む。)があること。  ※1 単身入居できる市営住宅もあります。  ※2 優先入居もあります。  (注)家族を不自然に分割しての申込はできません。  (注)婚姻予定者は入居決定時に婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
2	申込者及びその同居親族の所得(P5～P6の計算方法参照)を合算した月収額が次の基準内であること。  一 般 158,000円以下であること（計算後の所得月収額）  ※3 裁量世帯 214,000円以下であること（計算後の所得月収額）
3	現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。（入居予定者全員が持家を所有していないこと。）  ※入居案内時に無資産証明書の提出が必要となります。
4	申込開始日の3ヵ月以前から継続して、糸満市内に住所を有する者であること。（一部例外あり※4）
5	市税 及び 国民健康保険税 の滞納がないこと。（やむを得ない事情があると認める方については、この限りではない）
6	申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律 第77号)第2条 第6号 の暴力団員でないこと。  ※入居申込時には、暴力団員ではないこと等の誓約が必要となります。また、入居資格について県警察本部に照会をおこないます。
7	過去において市営住宅に入居していたものにあっては、現に家賃の未納がない者であること。
8	※その他糸満市営住宅設置及び管理条例による。

入居時には、緊急連絡人の氏名・住所等を記載した請書の提出が必要です。

### ※1 単身入居(別居不可)

○条件:60歳以上の方 ・ 障がい者(身体障害1～4級／精神障害1～3級／知的障害A1～B2級の手帳をお持ちの方) ・ 生活保護受給者 ・ DV被害者(配偶者暴力相談支援センターの証明がある方) ・ 戦病者原爆被害者 ・ 海外引揚者 ・ ハンセン病療養所入所者等

(単身者の申込みについては、一人で生活できる方。居住支援の状況を確認する場合があります。)

### ※2 優先世帯

○多子世帯……18歳未満の子が3名以上いる世帯(胎児は除く)

### ※3 裁量世帯とは

- 全員が 60歳以上 の世帯
- 入居者が 60歳以上の者で同居者が18歳未満の者の世帯
- 入居者、同居者に身体障がい者(1～4級)・精神障がい者(1～3級)・知的障がい者(A1～B2級)がいる世帯
- 入居者又は同居者に戦傷病者・原爆被害者・海外引揚者の居る世帯
- ハンセン病療養所入所者
- 小学校就学前の子どもがいる場合

### ※4 福島県の一部地域の方へ(市営住宅入居資格の緩和)

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、平成23年3月11日時点で、支援対象地域(下表)に居住していた方には、**申込み資格4**の「糸満市内に住所を有する者」の資格を満たさなくても、申込みが認められます。(糸満市営住宅設置及び管理条例第7条第3項)

#### 注意事項

- ※この緩和措置は、優先入居ではありません。抽選により入居順位を決定します。
- ※必ず避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を提出してください。
- ※家賃、共益費等の免除はありません。ご了承ください。

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、檜葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯舘村の一部

- ※上記からは、避難指示区域を除いています。
- ※支援対象避難者であることは、平成23年3月11日時点で居住していた、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」により確認します。
- ※支援対象地域については、今後見直しにより変更となる場合があります。

詳しくは、まちづくり課へお問い合わせ下さい。

### ③ 収入月額の計算方法

収入月額とは、次に示す計算方法により計算した額です。給与所得者は次の A から、事業所得等を有する者は B から、実際に金額をあてはめて計算してください。( [ ] は複数の場合にあてはめてください。)

#### A. 年間総所得金額の計算方法

給与の収入金額(A)	給与所得の金額
550,999 円以下	= 0円
551,000 円 ~ 1,618,999 円	= 収入金額 - 550,000円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	= 1,069,000円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	= 1,070,000円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	= 1,072,000円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	= 1,074,000円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.4 + 100,00円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円



#### B. 年間総所得金額の合計方法

$$\text{年間総所得金額} \quad \boxed{\text{円}} + \text{年間総所得金額} \quad \boxed{\text{円}} = \text{合計年間総所得金額} \quad \boxed{\text{円}}$$

#### C. 年金の所得の計算方法

収入金額(年間)		算出式
65歳以上の方	1,100,000 円以下	= 0円
	1,100,001 円 ~ 3,299,999 円	= 年金額 - 1,100,000円
	3,300,000 円 ~ 4,099,999 円	= 年金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	= 年金額 × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方	600,000 以下	= 0円
	600,001 円 ~ 1,299,999 円	= 年金額 - 600,000円
	1,300,000 円 ~ 4,099,999 円	= 年金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	= 年金額 × 0.85 - 685,000円

## E. 控除金額の計算方法

控除金額の計算			
	控除の種類	内 容	控除額
一般	① 同居親族	本人以外の同居者	38万円×( )人
	② 別居扶養親族	別居している扶養親族	
	③ 給与所得者等	入居者及び同居者で給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	10万円×( )人 所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額
その他 の控除	④ 老人扶養親族	同一生計配偶者又は扶養親族のうち70歳以上の方	10万円×( )人
	⑤ 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人で「合計所得金額が48万円以下の者」	25万円×( )人
	⑥ 障がい者控除	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がい者手帳の交付をうけている人	27万円×( )人
	⑦ 特別障がい者控除	身体(1級・2級) 重度の障がい者 精神(1級) 知的(A1・A2)	40万円×( )人
	⑧ 寡婦控除	入居者または同居者で⑨のひとり親に該当せずかつ事実婚状態にある人がいない場合でア・イのいずれかに該当する場合 ア 夫と離婚した後婚姻せず、子以外の扶養親族を有する方で合計所得が500万円以下の方 イ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が不明な方で合計所得が500万円以下の方	27万円×( )人 所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額
	⑨ ひとり親控除	入居者及び同居者で婚姻をしていない方又は配偶者の生死が不明な方でア・イ・ウ全てに該当する方 ア 合計所得金額48万円以下の生計を一にする子がいる場合(他の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと) イ 合計所得金額が500万円以下の方 ウ 事実婚状態にある人がいないこと	35万円×( )人 所得金額が35万円未満の場合は当該所得金額

※ 障がい者控除、特別障がい者控除に該当する方は手帳の写しを添付

※ 胎児は、同居・扶養控除の対象とはなりません。

**控除合計額**

(①から⑨までの合計)

## F. 収入月額の計算方法

合計年間総所得金額

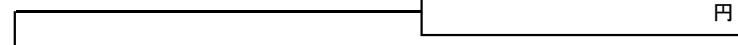
( 円)

控除合計額

( 円)

G. 収入月額

( 円)



収入基準表

G. 収入月額	入居基準
(高齢者、身障者) 214,000円以下	該当する
(一般) 158,000円以下	
(高齢者、身障者) 214,001円以上	該当しない
(一般) 158,001円以上	

”前頁合計年間  
総所得金額を

## ④ 糸満市市営住宅一覧表

### ◎空家待ち入居者募集団地

市営住宅名 (所在地)	タイプ	間取り 想定人数	空家 状況	R7参考 家賃(円)/月	単身	優先	面積	階数	建設 年度	築 年数	駐車場	通学校区
大里 市営住宅A棟 (字大里748番地)	一般	3DK (多子世帯優先)	空家 待ち	18,100～ 46,100	—	○	61.3m <sup>2</sup>	3階	S54	47年	-	高嶺小 高嶺中
大里 市営住宅B棟 (字大里748番地)		3DK (多子世帯優先)	空家 待ち	18,100～ 46,100	—	○	61.3m <sup>2</sup>	3階				
大里 市営住宅C棟 (字大里745番地)		3LDK (多子世帯優先)	空家 待ち	20,800～ 61,900	—	○	63.5m <sup>2</sup>	3階	S61	40年		
福地 市営住宅A棟 (字福地173番地)	一般	3LDK	空家 待ち	19,800～ 58,500	—	—	63.5m <sup>2</sup>	3階	S63	38年	-	喜屋武小 三和中
福地 市営住宅B棟 (字福地144番地)		3LDK (多子世帯優先)	空家 待ち	24,000～ 118,100	—	○	71.3m <sup>2</sup>	3階	H7	31年		
福地 市営住宅C棟 (字福地145番地)		3LDK (多子世帯優先)	空家 待ち	24,100～ 112,000	—	○	71.3m <sup>2</sup>	3階	H8	30年		
真壁 市営住宅 (字真壁350番地の1)	一般	3LDK (多子世帯優先)	空家 待ち	21,900～ 81,900	—	○	65.6m <sup>2</sup>	3階	H5	33年	-	真壁小 三和中
稻嶺原 市営住宅A棟 (字糸満1736-1) ※エレベーター有	一般 ・ 車 い す	1DK <b>1～2人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	17,100～ 113,900	○	—	43.3m <sup>2</sup>	5階	H29	9年	(1,500円/月)	糸満小 糸満中
		2DK <b>2～4人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	19,700～ 130,900	—	—	49.7m <sup>2</sup>					
		2LDK <b>3～5人</b>	空家 待ち	24,700～ 163,600	—	—	62.3m <sup>2</sup>					
		3DK <b>3～6人以上</b> (車いす専用有)	空家 待ち	24,700～ 163,600	—	—	62.3m <sup>2</sup>					
稻嶺原 市営住宅B棟 (字糸満1736-1) ※エレベーター有	一般 ・ 車 い す	1DK <b>1～2人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	17,600～ 117,000	○	—	43.4m <sup>2</sup>	4階	R6	2年	(1,500円/月)	糸満小 糸満中
		2DK <b>2～4人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	20,400～ 135,100	—	—	50.1m <sup>2</sup>					
		3DK <b>3～6人以上</b> (車いす専用有)	空家 待ち	26,200～ 173,100	—	—	64.4m <sup>2</sup>					
第一 市営住宅 (字糸満2276番地) ※エレベーター有	一般 ・ 車 い す	1DK <b>1～2人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	17,300～ 122,500	○	—	43.6m <sup>2</sup>	5階	R2	6年	(1,500円/月)	糸満小 糸満中
		2DK <b>2～4人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	19,900～ 141,400	—	—	50.3m <sup>2</sup>					
		2LDK <b>3～5人</b> (車いす専用有)	空家 待ち	24,600～ 174,500	—	—	62.2m <sup>2</sup>					
		3DK <b>3～6人以上</b> (車いす専用有)	空家 待ち	24,600～ 174,300	—	—	62.2m <sup>2</sup>					

※参考家賃は前年度の金額(一番低い家賃と一番高い家賃の目安)です。また、家賃と駐車場料金とは別に毎月共益費があります。(金額は各市営住宅によって異なります。)

※優先申込みについては、大里市営住宅/福地市営住宅B・C棟/真壁市営住宅のみ(多子世帯が優先の対象となります。)

※第一市営住宅・稲嶺原市営住宅の車いす専用住戸は、車いす世帯のみが申込可能となります(車いす世帯とは、車いすを常用して生活している方がいる世帯)。車いす使用者の死亡または退去等により車いす世帯と認められなくなった場合には、原則、第一市営住宅・稲嶺原市営住宅の空家に引越して頂きます。その際にかかる各種費用は入居者負担となります。

※車いす専用住戸は、車いすを常用して生活していることを証明する書類の提出が必要です。

※第一市営住宅・稲嶺原市営住宅は、間取りによって想定人数を設定しております。想定人数の範囲内でお申込み下さい。入居後人数の変動があり、想定人数外になった場合は原則、該当する部屋へと引越して頂きます。その際の引越しに関する費用は入居者負担となります。

※第一市営住宅・稲嶺原市営住宅の1DKは、単身での入居も可能ですが、条件があります(別居不可)。

○条件： 60歳以上の方 ・ 障がい者(身体障害1～4級／精神障害1～3級／知的障害A1～B2級の手帳をお持ちの方) ・ 生活保護受給者 ・ DV被害者(配偶者暴力相談支援センターの証明がある方) ・ 戦病者 ・ 原爆被害者 ・ 海外引揚者 ・ ハンセン病療養所入所者等

(単身者の申込みについては、一人で生活できる方。居住支援の状況を確認する場合があります。)

## ◎募集停止団地

市営住宅名	停 止 理 由
真謝原 市営住宅	
浜川原 市営住宅	建替のため
親田原 市営住宅	

## ⑤ 申込及び入居の留意事項等

1. 申込者(本人)は世帯主とします。
2. 入居資格の失格<次のような場合等は失格となります。>

**失格1** 虚偽の申込をした場合

**失格2** 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった場合

**失格3** 同一世帯または、同一人で2通以上の申込をした場合

**失格4** 車いす専用住戸へ申込された方で、申し込み後に車いす専用住戸の対象から外れた場合

**失格5** 申込をした全員が同時に入居できない場合、又は入居時に人数の増減があった場合(出生・死亡を除く)

**失格6** 申込をした後に住所を変更し、これを市役所に連絡しなかった場合

**失格7** 申込内容に不備(記入漏れ等)や添付書類の不備がある場合

**失格8** 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

**失格9** 申込書に記入された住所・電話番号に連絡がとれない場合

### 3-1. 緊急連絡人の要件について

- ・日本国内に住んでいる方
- ・入居決定者と同居の予定がない方
- ・18歳以上の方

### 3-2. 緊急連絡人へ求める協力事項について

- ・入居者が不在、病気などの場合における緊急時の対応
  - ・入居者が家賃を滞納した場合における納付指導(緊急連絡人に対して、代理納付を求めることがありません。)
  - ・入居者が死亡、または無断で退去した場合における退去手続き
  - ・その他市長が特に必要と認める事項
4. 提出いただいた書類は、一切お返しできません。
  5. 敷金は家賃の3ヶ月相当額を入居手続きのとき納入していただきます。
  6. 家賃は口座振替で毎月10日の支払です。(家賃を3ヶ月以上滞納したときは住宅の明渡しを請求いたします。)
  7. 市営住宅では犬、猫等の動物を飼うことは固く禁止しております！動物を飼っていることが判明した場合、市営住宅在住以外の方に譲渡して頂くか、退去して頂くことになります。また敷地内で餌付け等もしてはいけません。

8. 共益費は以下の共用部分に係る市営住宅の運営、維持管理のために必要な費用です。家賃とは別に入居者の負担になりますので、市営住宅自治会に納めてください。

**市営住宅へ入居する際には共益費の支払義務が発生するため、各自治会へ加入していただきます。**

①電気料金：屋内外の電灯、高架水槽のポンプ、集会所の電気代、浄化槽の電気代、エレベーター電気代等

②水道料金：共同水栓、集会所の水道料、浄化槽の水道料等

③その他入居者の共同生活において必要となる諸経費

9. 第一市営住宅・稻嶺原市営住宅の駐車場については、1世帯に1台駐車場を割り当てます(有料)が、駐車場を使用できる方は、入居者又は同居者で車検証の所有者又は使用者の記載があることなど、様々な条件があります。

10. 毎年「収入申告」をすることが義務づけられています。家賃はその申告に基づき見直しされます。なお、収入申告をしなかった場合には、近隣民間住宅と同程度の家賃となります。

11. 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、明渡努力義務が生じます。また、入居後5年を経過した世帯で高額所得者と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただきます。

## ⑥ 募集申込及び抽選会について

空家待ち募集は令和8年度4月より入居する空家待ち入居者順位を決める為に行うもので、抽選にて入居者順位を決定します。なお、空家待ち入居者順位の有効期間は、令和9年3月31日までとします。

### 1. 申込期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

### 2. 申込方法

「入居者募集のしおり」添付の **市営住宅募集申込書** に必要事項を記入してまちづくり課に提出  
(第一市営住宅・稲嶺原市営住宅の車いす専用住戸へ申込する場合、車いすを常用して生活している事を証明する書類の提出が必要です。併せて、障害者手帳をお持ちの方は、その写しを提出してください。なお、入居時には医師による診断書の提出が必要となります。)

**受付時間：平日の午前9時～午後4時まで（午後12時～午後1時は対応不可）**

**※上記時間以外は受付いたしません。ご了承ください。**

**郵送での受付も可。ただし、申込書の不備(記入漏れ等)や添付書類の不足は失格。**

(郵送の場合、令和8年2月13日消印有効)

### 3. 申込書提出(郵送)先 **(特定記録郵便をお勧めします)**

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所 建設部 まちづくり課 市営住宅係

(注) 申込は1世帯1通に限ります。同居親族、婚約者同士でそれぞれ申し込んだ場合、万一誤って申込が受付され、当選したときでも重複申込みとみなし、その全部を無効とします。

### 4. 抽選会日時及び場所について

**抽選日：令和8年2月25日（水）※時間及び場所：2ページ参照**

・募集市営住宅ごと(間取りごと)に受付番号順で抽選を行い、入居順位(抽選番号)を決定します。

・抽選は市役所職員が行います。

なお、立会人として市役所職員(市営住宅係以外の職員)も同席します。

**※福地市営住宅について**

・A、B、C棟まとめて受付番号順で抽選を行います。

(1)A棟に空きがでた場合は、空家待ち順位でご案内していきます。

(2)B・C棟に空きがでた場合は、多子世帯の空家待ち順位が若い順にご案内していきます。

**※真壁市営住宅・大里市営住宅について**

(1)多子世帯の空き待ち順位が若い順にご案内していきます。

### 5. その他

・抽選結果は、**当選者のみ**に後日郵送にて通知いたします。当選者番号は糸満市HPにも掲載します。  
・抽選結果についてトラブル防止のため電話等での問合せにはお答えできませんのでご了承ください。  
・抽選番号については、受付番号1～受付最終番号を抽選器へ投入しランダムで抽選番号(入居順位)を1～15番までを決定いたします。

## ⑦ 市営住宅募集申込書【記入例】

※一般or車いすのどちらかを○で選ぶ！ ※間取りは、第一・稻嶺原市営住宅希望者のみ記入すること！

希望する市営住宅	第一	タイプ	一般・車いす	間取り	2LDK	受付番号		抽選番号
----------	----	-----	--------	-----	------	------	--	------

### 市営住宅募集申込書

提出日 令和 8 年 2 月 2 日

糸満市長 殿

フリガナ

イトマン タロウ



申込資格を承知のうえ、下記のとおり市営住宅の申込みをします。申込者 イトマン タロウ  
また、入居資格を確認するため、必要に応じて関係機関に照会することについて同意します。なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。

※必ず連絡の取れる番号を記入する！

※必ず郵便番号を記入する！

丁 901-0361 電話( 090-0000-0000 ) 糸満市字糸満1-2-3 コーポ糸満101号室	勤務先	丁 901-0392 電話( 098-8994-8320 ) 所在地 糸満市潮崎町1丁目1番地 職場名 (糸満商事)
---	-----	--

市営住宅に入居しようとする親族	氏名	続柄	生年月日			年齢	職業/学校・学年	過去1年間の収入額	車いす使用者
			T	S	H	R			
	イトマン タロウ 糸満 太郎	本人	40	5	9	60才	会社員	給与 営業 年金 2,320,000 円	<input type="checkbox"/>
	イトマン ハナコ 糸満 花子	妻	42	9	3	58才	事務員	給与 営業 年金 1,080,000 円	<input type="checkbox"/>
	イトマン アイコ 糸満 愛子	子	19	6	7	18才	○○高・1年	給与 営業 年金 0 円	<input type="checkbox"/>
	イトマン イチロー 糸満 一郎	子	24	10	5	13才	○○小・4年	給与 営業 年金 0 円	<input type="checkbox"/>
	イトマン イトコ 糸満 糸子	母	12	3	8	87才	無職	給与 営業 年金 1,185,104 円	<input checked="" type="checkbox"/>
			T	S	H	R		給与 営業 年金	<input type="checkbox"/>
			T	S	H	R		給与 営業 年金	<input type="checkbox"/>

現在お住まいの住宅についてご記入ください該当する□に✓を記入

- ・間取り 3DK  持ち家  親族の持ち家  実家  公営住宅(県営 市営)
- ・家賃 60,000 円  社宅・寮  賃貸住宅(アパート・マンション・一戸建)  間借り
- ・居住人数 5 人  その他( )

市します。(※当選者番号は糸満市HPにも掲該当する□に✓または必要事項を記入) ※いずれかに✓する！

住宅以外の建物に居住している。

保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある。

他の世帯と同居していて著しく生活上の不便を受けている。

住宅がないため、親族と同居することができない。

間取りと世帯構成との関係から風教上不適当な居住状態にある。

正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。(公共立退証明書等を添付)

毎月の収入に比較して家賃が著しく過重である。

その他現に住宅に困窮している理由( )

↑理由がない場合は申込不可となります。

の部分は必ず記入する。

の部分は必ず✓する。

※忘れずに記入と押印する！

※第一・稻嶺原市営住宅で車いす専用住戸希望者は✓を入れる！

糸 満 市 役 所  
建 設 部 まちづくり課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
電 話 (098) 994-8230  
FAX (098) 992-5408